令和８年 11 月 12 日

（宛先）

一般社団法人 日本保険薬局協会
会長　藤井 江美

薬価制度における中間年改定の廃止等に関する要望書

当協会は、医薬品の安定供給を確保し、かかりつけ機能や医療 DX 等への継続的な取組を支える薬局の経営基盤を守るため、次の事項を要望します。

記

１．中間年薬価改定の廃止

令和 6 年 11 月の要望に引き続き、中間年薬価改定の廃止を強く要望します。

厚生労働省の薬価調査による平均乖離率は、令和 5 年の 6.0%から令和 6 年 5.2%、令和 7 年 4.8%へと縮小しています。一方、人件費や製造・配送・在庫管理等の費用が上昇する中、流通段階の不採算や、薬局が薬価を上回る価格で仕入れざるを得ない逆ざやが生じています。

頻回の薬価引下げは、採算をさらに悪化させ、供給継続や薬局の安定的な調達を困難にするおそれがあります。また、改定前に仕入れた在庫の評価損等のリスクと在庫調整の負担を繰り返し生じさせ、欠品を防ぐための在庫確保との両立を難しくしています。

２．令和９年度に薬価改定を実施する場合の措置

令和 9 年度に薬価改定を実施する場合は、以下の措置を求めます。

（1）価格乖離の大きい品目への限定

中間年改定の薬価引下げの対象を価格乖離の大きい品目に限定し、必要最小限にとどめるよう求めます。少なくとも平均乖離率以下の品目は対象外とし、対象範囲の設定に当たっては、医薬品の区分ごとの乖離状況に加え、安定供給や流通・薬局への影響を十分に考慮する必要があります。

（2）安定供給に必要な医薬品の保護と逆ざやの解消

低薬価品、基礎的医薬品、重要供給確保医薬品、供給が不安定な医薬品、直近に採算改善のため薬価を引き上げた医薬品等については、医療上の必要性、代替可能性、製造・流通の採算を踏まえ、引下げ対象からの除外や薬価の下支えを要望します。

最低薬価の引上げや不採算品再算定等に当たっては、製造原価に加え、保管・品質管理・配送等に必要な費用を考慮し、卸が医療機関・薬局への供給を維持できる薬価水準を確保する必要があります。

また、逆ざやが生じている品目については、実際の取引価格や供給状況を踏まえ、解消に必要な薬価の引上げを要望します。引上げ後は、卸・薬局の採算や薬局での調達状況が改善したかを検証するよう求めます。

患者が必要な薬物治療を継続して受けられるよう、医薬品の供給・流通と薬局での調達の実態を十分に踏まえ、上記要望を制度に反映していただきますようお願い申し上げます。

以上